

あなたの家は 住宅用火災警報器を設置しましたか？

住宅用火災警報器は火災を早期に発見し、就寝中の逃げ遅れを防止することを目的としています。杉戸町では平成20年6月1日から町内すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。ご家族の「安心・安全」のために、設置をお願いします。

住宅用火災警報器はどこに設置するの？

設置義務	寝室	① 寝室（普段就寝に使われている部屋に設置します。）
	階段	② 階段（寝室のある階の階段に設置します。）※ア ※イ
		③ 階段（寝室のある階から、2つ下の階の階段に設置します。）※ウ
		④ 階段（寝室が1階のみにある場合居室のある最上階の階段に設置します。） ※③・④については、3階建て以上の場合
設置不要	※ア 1階の階段は設置不要 ※イ 屋外に設置された階段は除く ※ウ その階段の上階に警報器が設置されている場合は設置不要	

次の位置に取り付けましょう！！

〈天井の場合〉

▼壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。

▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。

〈壁面の場合〉

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

住宅用火災警報器にはどんな方式があるの？

- 「電池を使うタイプ」と「家庭用電源（AC100V）を使うタイプ」があります。
- 「単独型」と「連動型」があります。



悪質な訪問販売（不適正な価格・無理強い販売など）にご注意！！

住宅用火災警報器等の設置義務化に合わせ、不適正な価格（市場価格を超える高額な価格）で販売を行う業者にご注意ください。
（火災警報器は、クーリングオフの対象です。）

▷このような販売の被害にあってしまったら…消防本部又は、県消費生活支援センター春日部 ☎048(734)0999 にご相談ください。



【問合せ】

・消防本部 予防担当 ☎(33)0119(内線14・15)8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

野外焼却（野焼き）は

禁止されています！

野外焼却禁止の例外

- 1 から5に示すものは罰則を伴う焼却禁止の例外として扱われています。
ただし、周辺の生活環境に支障を来したり、苦情等が寄せられた場合には、焼却の中止などの改善指導の対象になります。
- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：河川敷の草焼き)
- 2 震災、風水害、火災、
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事)
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例：焼き畑、水田での稲わらの焼却、魚網にかかったゴミの焼却)
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの
(例：落ち葉焚き、キャンプファイアー)



→小型焼却炉やドラム缶など



→庭先や空き地でのごみの焼却など



→一斗缶やレンガ・ブロック囲いを使用したごみの焼却など

工場・事業場・一般家庭で簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積み焼却等でごみを焼却することは「野焼き」となり、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、環境への悪影響を及ぼします。また、近隣住民の方には「悪臭がする」・「洗濯物が汚れる」・「火災の危険がある」などの被害を及ぼすことがあるため、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

「野焼き」が行われた場合、環境課では行為者に対し「野焼き禁止」の指導を行っています。その他、警察による行為者の検挙も行われています。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

野外焼却禁止（第16条の2）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- ・処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ・他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ・公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却
- ・周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

罰則（第25条第1項第15号）

法第16条の2の規定に違反して廃棄物を焼却した者は、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

ご存知ですか

「行政相談週間」

10月20日(月)～26日(日)

一日合同行政相談所を開設します

日時 10月21日(火)10時30分～16時(受付は15時30分まで)

場所 浦和コルソ(7階)ホール

相談内容 福祉、道路、医療、保険、年金、郵便など

毎月10日は町の相談日

町では、総務大臣から委嘱された行政相談員松本邦雄氏が、毎月10日(土・日・祝日)に当たるときは変更)に役場で行う町民相談日に相談を受け付けています。どうぞお気軽にご相談ください。



東京都圏パーシブ調査にご協力ください

埼玉県では、東京都圏における広域的な交通の実態を把握するため、10月～11月に交通実態調査(パーシブトリップ調査)を実施します。調査対象のご家庭に、調査票をお送りしますので、ご協力をお願いします。問合せ 埼玉県都市計画課 施設計画担当 ☎048・830・5343